

6月19日（第2日）

6月19日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	吉野伸康
13番	山本秀男	14番	胡子雅信
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	林久光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壺行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局長次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第2号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	報告第3号	平成30年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第4	報告第4号	平成30年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	報告第5号	平成30年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第6	報告第6号	平成30年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する

		る報告について
日程第 7	報告第 7 号	平成 30 年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 8	承認第 1 号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）
日程第 9	承認第 2 号	専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 10	承認第 3 号	専決処分の報告と承認について（平成 30 年度江田島水道事業会計補正予算（第 5 号））
日程第 11	議案第 4 2 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案について
日程第 12	議案第 4 3 号	江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
日程第 13	議案第 4 4 号	江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
日程第 14	議案第 4 5 号	江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 15	議案第 4 6 号	江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 16	議案第 4 7 号	江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について
日程第 17	議案第 4 8 号	江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 18	議案第 4 9 号	江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 19	議案第 5 0 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 20	議案第 5 1 号	江田島消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 21	議案第 5 2 号	江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 22	議案第 5 3 号	（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の締結について
日程第 23	議案第 5 4 号	切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の締結について
日程第 24	議案第 5 5 号	広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（林 久光君） 皆さん、改めましておはようございます。

令和元年江田島市議会定例会、第2日目でございます。

本日の予定は、午前中が3名ほど一般質問をしていただきます。そして午後からは、議案審議の予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和元年第1回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は18名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（林 久光君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

15番 登地靖徳議員。

○15番（登地靖徳君） 皆さんおはようございます。

立風会の登地でございます。

今日の先頭バッターということで、どうぞよろしく願いいたします。

本日の一般質問は、人口増加策と子育て支援という題名でございます。

自治体経営は、人口に始まって人口に終わると言われております。全国の都道府県の各種選挙に関しても、主要課題として必ずといっていいほど人口問題が取り上げられております。特に、地方の市町村では人口減少は非常事態と問題視され、自治体の消滅につながると心配しているからであります。江田島市においても、人口問題は避けて通れない課題であります。人口の増加する町に見られるものは、各種産業が活発に展開し、活気があります。魅力度や将来展望があり、町の将来を担う子供たちもたくさん育ち、教育も充実しております。

本市におきましても、明岳市長や幹部職員を初め、全職員、議員全員が人口問題に対しまして、緊張感をもって真剣に取り組んでいることはまことに喜ばしいことでございます。毎年500人の人口が減少するといった定番のことは、これからは忘れていただきまして、日本一の人口増加する町の実現を目指していくという努力をお願いしたいと思っております。

それでは、本題でございます。

人口増加策の取り組みにつきまして、1つ、産業活性化策と人口増加策の取り組み状況とその成果についてをお願いします。

2番目、市の魅力度アップ策はどのようにされておるかをお伺いしたいと思います。

3番目、4町対等合併で誕生した江田島市は、合併して15年経過してきました。行政機関が市の中心部に移動したことにより、市の周辺部の行政機能は乏しく、過疎化の進行が急速であります。市の人口を増加するには、周辺地域の活性化策は避けて通れな

いものと考えられますが、その活性化策はいかがでしょうか。

そして、終わりでありますが、子育て支援策でございます。子供は家の宝、村や町の宝、国の宝と言われております。子供が育たないところに未来はないと言われる、本市の子育て支援策についてをお聞きします。

以上、お願いいたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆さん、おはようございます。

早速でございます。登地議員から人口増加策と子育て支援について4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。また、質問が多岐にわたっております。答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

初めに1点目の人口増加策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

1つ目の産業活性化策及び人口増加策の取り組み状況と、その効果はとのお尋ねでございます。

まず、産業活性化策についてでございます。人口増加策の1つに、産業の活性化による仕事の場の創出がございます。この仕事の場づくりには、地域に根差した農業や水産業、中小企業への活性化支援策が重要と考えております。

農業につきましては、平成24年度から江田島市新規就農者育成事業に取り組んでおります。この事業は市が研修主体となり、カキ・キュウリ生産者を確保するためのものがございます。先月5月末の時点ではカキ1人、キュウリ5人、合計6人の方が地元へ居を構え、営農を行っていただいております。さらに2人の方が現在研修中であり、着実に事業成果が上がってきております。

水産業におきましても漁業就業者育成事業によりまして、3人の方が新規就労され地元へ定住されております。また昨年、一時休業しておりました海辺の新鮮市場が、本年平成31年1月から東江漁業によりまして再開をされ、好評を博しており明るい話題を提供してくれております。

次に、中小企業への活性化支援といたしまして、本市独自の補助事業でございます、がんばりすと応援事業を創設しております。これは市内での起業や市外中小企業が新たな技術の導入、新分野への進出及び販路拡大に要する経費の一部を補助するもので、昨年度、平成30年度では13件の利用がございました。さらに、市外から市内への企業進出等につきましては、企業立地奨励事業やサテライトオフィス等誘致促進事業によりまして支援を行っております。

また、観光を産業とする第一歩といたしまして、昨年の3月より公募しておりました、新ホテル等整備事業は事業者が決まり、令和3年3月のオープンを目途に準備を進めております。なお、サンビーチおきみにつきましても、再オープンの準備が進んでいるところでございます。

今後は交流人口の拡大を図り、6次産業化による農商工連携を推進し、相互的な産業の活性化に向け、農水産物直売所や道の駅整備も視野に検討をしてまいります。

こうした取り組みにより、安定的な雇用機会の提供や地域経済の活性化、さらには交

流人口の増加により魅力あるまちづくりが行えると考えております。

次に、人口増加策についてでございます。

本市は、平成27年3月に策定の第2次江田島市総合計画で「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を将来都市像とし、市民満足度の高いまちづくりと、交流人口の増加による未来を切り開くまちづくりを2本の柱として掲げております。

また、平成27年10月に策定の江田島市総合戦略では「縁」をキーワードとした重点プロジェクトといたしまして、交流促進による縁づくり、縁のある人の定着促進、次代への縁の承継を推進することとしております。

具体的な施策といたしましては、先ほど申し上げました、産業活性化策による仕事の創出、通学費助成や病児・病後児保育、里海学習などによる安心で魅力的な子育てしやすい環境づくり。そして、介護予防活動へのポイントの付与や体力測定データの分析などによる、市民の皆様が元気で生き生きと暮らすための健康寿命の延伸などを推進しているところでございます。

しかしながら、我が国全体で進展する人口減少傾向の改善を図ることは、これは容易なことではありません。今月、令和元年6月1日現在の本市の人口は2万3,089人で、国立社会保障人口問題研究所が公表しております人口推計に近いペースで減少傾向が続いていることから、改善に向けた糸口はいまだつかみ取れていないと正直感じております。引き続き、人口減少傾向の改善に全力で取り組んでまいります。

次に、2つ目の市の魅力向上に向けた取り組みについてでございます。

江田島市は、さまざまな魅力により構成されております。生産量日本一を誇るカキを初め、かんきつや花、キュウリなどの特産品、新たな産業として認知されつつあるオーリーブ、都市部に近いアクティビティの舞台として最適な穏やかな海や山、里海学習などの特色のある教育環境、いきいき百歳体操に代表される高齢者の方の通いの場など、枚挙にいとまがございません。

本市は、このような魅力的なまちづくりに向けた施策を総合的に推進するとともに、取り組みから生まれた成果につきまして、ホームページや報道発表などで広く情報発信することによって、まちの魅力、江田島市の魅力の向上に取り組んでまいります。

次に、3つ目の周辺地区の活性化策についてでございます。

我が国全体を見ても、人口は首都圏など都市機能が充実した地域に集積し、周辺地域は過疎化や人口減少が進展しております。しかしながら、美しい自然や農産物・海産物などの恵み、人と人との濃密な関係など、周辺部には人生を彩る多くの豊かさが存在しているのも、これはまた事実でございます。

本市の住民基本台帳人口を見ても、周辺部におきまして市外の移動を含めると、社会増となっている地区がございます。これは周辺部ならではの豊かさに魅力を感じる方がおられること、また移住された方を温かく迎え入れる土壌が地域にあることのおかげであると考えております。引き続き、農業・漁業研修による担い手の育成や、空き家バンクなどによる移住促進、知識資源を生かした観光・アクティビティの推進などによりまして、市全体で活性化が図られるよう取り組んでまいります。

続きまして、2点目の子育て支援施策についてお答えをさせていただきます。

本市の子育て支援策の取り組みにつきましては、平成27年3月に策定いたしました江田島市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして事業を推進しております。

そして、この間、安心して保育が行える施設環境の再編整備に努めておりまして、今年度は認定こども園のうみ新築工事及び切串保育園新築工事基本設計に取り組んでいるところでございます。

また、子育て支援の拠点施設といたしまして、子育て世代包括支援センターを本年平成31年4月に開設いたしました。この施設は子育て支援の拠点施設といたしまして、母子保健事業と子育て支援事業を1つの窓口とし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行いまして、安心して子育てができる体制を整えるものでございます。

妊産婦を支援する取り組みといたしましては、妊婦さんが検診に行く際の交通費を公費負担いたします妊婦交通費助成事業や、妊娠期の歯科検診を1回無料とする妊婦歯科検診事業を実施しております。また今年度からは、新たに新生児聴覚検査事業も行っております。

さらに、大柿町の澤医院におきまして、病児・病後児保育室わかばを先月5月から開設しております。これは病気の回復期に至っていない、または回復期にあるけれども集団生活が困難な児童を澤医院内の保育室で看護するもので、子育てと就労の両立を支援するものでございます。

一方、保育サービスにつきましては、保護者の皆様の多様な保育ニーズに対応するため、就労等の状況に応じまして延長保育や一時保育、さらに生後6カ月からの受け入れを全保育施設で実施しております。

また、幼児教育にも取り組み、全保育施設の年長・年中児を対象といたしまして、楽しみながら英語になれ親しむプログラムを本年平成31年4月1日から週1回行っております。これは、小中学校で活動していただいておりますALT外国語指導助手を保育施設に招きまして、正しい発音の英語に触れることで興味を抱かせ、小学校入学後のさらに進んだ英語学習につなげていくものでございます。

さらに、認定こども園におきましては、今年度から特色ある保育事業にも取り組んでおります。認定こども園えたじまでは自然に親しむ保育を、認定こども園のうみでは豊かな心を育む保育を、認定こども園おおがきでは元気いっぱい健康な体をつくる保育と、それぞれテーマを定めまして園児の感性や体力を育むプログラムに取り組んでいるところでございます。

また、各保育園におきましても、リズム表現を通した体幹バランスづくりや菜園で野菜等の栽培を通した食育など、保育内容の充実に努めております。

これらの事業指針でございます子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、本年度までとなっていることから、来年度、令和2年度からの5年間を計画期間といたします第2期事業計画の策定を現在進めているところでございます。

これからも子育てしやすい環境づくりの実現のため、子育て支援事業を充実させ、保護者の皆様が安心して子供を産み、育てられる環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 市長さんには内容の濃い盛りだくさんの御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問に入りたいと思います。

初めに、人口増加策の取り組みについてでございますが、近ごろ中国新聞に人口問題の記事が2点ございましたので、少し御披露させていただきたいと思っております。

1点が、地方創生をめぐる政府の施策であります。

まち・ひと・しごと創生基本方針では、東京一極集中の是正を最重要課題と位置づけ、地域イベント等に参加を促す関係人口を拡大して、将来的に地方への移住者をふやすとしております。東京圏には、全人口の3割が集中しておるそうでありまして。そして、地方から転入する者の大半は、お年寄りではなく若者であると言われております。

対策としまして、政府機関・企業の地方移転や地方大学の活性化、若者の地方移住支援を目玉としており、移住・就業だけでなく副業・兼業も含めた多様な形態で、都市部の人材を地域に還流さす事業に集中的に取り組む総合戦略を策定していると言われております。

2点目は、広島県内の町のことでございますが、神石高原町では人口が9,000人を割り込んだことから、本年度、5カ年の人口増加の総合戦略を新たに策定しております。

これが中国新聞に載った近々の記事でございます。

それでは本論に入りますが、昨日、岡野議員に対して企画部長がいいお答えをされておりますので、私も聞き逃したところあるんでもう一遍御披露願いたいと思うんですが、人口減少によるいろんな弊害のことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 昨日の岡野議員への私の答弁でございますけれども、人口減少に対する答弁でございます。これは、江田島市の最重要課題は人口減少にあります。人口減少が続くと、公共交通、道路や上下水道など、市民の暮らしに必要な社会的インフラの維持も困難となり、現在の暮らしの水準を保つことも難しくなっております。人口減少傾向の改善を図り、江田島市の暮らしを守ることに次世代に引き継いでいくというのが目的であるというふうなお答えをさせていただきました。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） ありがとうございます。

今の企画部長の答弁のとおりでございますが、私の思いをちょっと足させてもらいますと、いわゆる人口減少いたしますと、今の部長の言われるとおりで、その上に空き家がふえてきます。荒廃農地もふえてきます。当然、雑草地がふえてまいります。そしてそこにネズミ、イノシシほか、有害鳥獣もふえてまいります。当然、人口が減ることによって市の負担、そして残された住民の負担が大変大きくなっていきます。当然、各種産業が衰退して、魅力や活気のない町になり、あわせて、住んでいる方がこの町にお別れする、流出することが加速されてくることであって、この現象は今までもあちこちに見ることができるわけで、ぜひともこの人口減少というものはとめていく必要があります。

す。

それでは、市長答弁にもありましたけれども、1次産業の特産品開発初め振興策について、産業部長のお答え、いい案をお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 地域産業の振興につきましては、一昨年、平成28年度に、農業につきましては農業振興計画、復活江田島市の農業という名目で行っております。水産にしても稼ぐ水産業ということで計画を立てております。そして、その中で出ました地域特産品、農産物とか漁獲物の活用ということで、6次化というテーマが出てまいりました。そういうことで昨年来、江田島市6次産業化・地産地消推進協議会を立ち上げて6次化を進めていく、そして6次化した商品をどうやって売っていけばいいか、地産地消の関係もしくは道の駅と関連するような呼び込み客の増加によって、地域消費、外貨の獲得を目指していきたいというのが1次産業のテーマとしては持っています。そして、新たに商工業とか2次産業の関係については、企業立地奨励条例の活用とか、そして小さいことでは先ほど市長の答弁の中で出ました、サテライトオフィスとか、そちらのほうの整備を行って、外部からの人間の誘致、外部からの企業誘致、それについて一步一步進めております。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 先ほど、市長さんの答弁の中に、新規就農者育成事業というのがありまして、若い・新しい人が農業に取り組んでおるといふふうに聞かれたんですが、この事業の中身の説明をちょっとお願いしたいのですが。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 新規就農者育成事業ですけれど、これは平成23年度から取り組みを行っております。地域農業として稼げる農業とは何かということで、一つは野菜ではキュウリ、そしてもう一つはカキということで、島嶼部のかつての特産品を中心に、産地を守っていきこうということで設立しました。そして、その仕組みとしましては、生産者組織の方に研修生をそこにに入れて、そこで育てていくということで、平成23年以降、今まで6人。キュウリでは5人、花では1人の方がいらっしゃいます。そして、現在ではキュウリに関しては今2名の方が研修中でございます。そして、これは先ほどの人口増加のための本当小さい取り組みなんですけど、研修生の方にはこっちに住んで営農していただくということで、現在、家族の方を含めて6期生までの方では15人の方が家族を合わせてこちらのほうに定住していただいております。そして、今後これをますます農地を確保して、出口のほうを確保して、ことによってよりこの研修の充実を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 栽培品目があるんよね、これは、対象というんか、それ何かちょっと教えてください。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 野菜ではキュウリです。花は花卉ということで、菊とトルコキキョウを今考えています。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 私も農業のことは多少は知つとるんですが、この施設園芸は高付加価値というか、狭い範囲でしっかり収益が上がるのがこの施設園芸なんです。ところが今、江田島市の課題は荒廃農地をいかにするかという問題もあるんです。そうすると、今レベルの施設園芸では荒廃農地まで手がなかなか回らないんじゃないかと。少し品目をふやす方法があれば考えてもらいたいと思います。特に、江田島の目玉商品になってるオリーブなんかもあるんで、そこらが取り組むことができるか、できないかどうかでしょう。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） オリーブについても研修品目も考えてはおりますけれど、受け入れ研修先の関係と、そして、オリーブを1,000平米やったからといって収支が成り立つようなものではないので、企業的な経営をできる生産者の育成をまずということで考えております。ですから、オリーブの研修については以前OBになりますけど協力隊の方、あの方をベースにどういうふうに展開していくかを今後の課題としております。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） 新しい品目を追加するというのは厳しいかと思うんだけど、今、江田島市が取り組んでおる、昨日も隣の議員が一般質問しましたように年々荒廃農地がふえてくるんで、これをいかに解決してくるか、対応策が要るんじゃないかと思うんです。それで、前市長が雑談の中でこういう話をされたことがあるんです。市の土地とか荒廃農地を貸してくれるところがあれば道を1本つけて、あとは農業したい人に貸し出したらどうかといういい案がありまして、私もその案はいいんじゃないかと思ひまして、そのことによって逆に言ったら移住者、例えば5反から1ヘクタールぐらいの土地を用意してあげて、何点かそういう用地を用意しまして、江田島市に移住してオリーブとかレモンとか花とか野菜をつくりたい人が来てくれと。そういう誘致活動ね。私もこのいろいろな作物を部長も今、言ったオリーブだけじゃなかなか収益が難しい面があるんで、やっぱりこれに付加価値をつけたほうがいいんじゃないか、いわゆるこれに6次産業とか、カフェとか食堂、レストラン、宿泊、そうしたサービス産業とセットしたら、この農業がすばらしく成長してくるんじゃないかと、牛窓の中ペンションだけの集落があるんだけど、あれにそういう農地を足していったら皆さん憧れる人がいっぱい全国から集まるんじゃないかと思うんで、これも一つ検討してもらえれば江田島市の荒廃農地の解消と、人口増加、産業がしっかり広がるという、そういう点があると思うんで検討してもらいたいと思いますが、部長どうでしょうか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） おっしゃるように、荒廃農地は確かにふえております。

そして、どうしてええかということがなかなか全国的にも難しいところでもありますけれど、確かにうちの江田島市というのは、やはり島嶼部ということで温暖な気候を持っております。そして沖美地区、沖地区においては、三高ダムの水が十分に使えるように畑総という事業を行っております。ということで、温暖な気候と利水、水のほうの関係でということで、沖地区に現在取り組みなんですけれども、農地を集積して1つの果実の関係の団地を考えていきたい。このように考えております。

それと遊休土地の活用、市のほうの土地なんですけれども、秋月小学校の校庭を活用したりとか、その関係でも出しておりますし、今後そういうある程度の一定の広さを持つ公園とか学校の跡地のグラウンドを活用して、呼び込めることならできるようちよっと内部のほうで調整していきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） ぜひよろしく検討をお願いします。

続きまして、協力隊の件でございますが、江田島市も協力隊の方も年々ふえてきて、いい傾向だと思うんです。島根県の邑南町は30人前後の協力隊の方を誘致しておるんです。その方が約7割ぐらいの方がその町に3年間の就業期間というのか、卒業してもその町に残って、いろんなことをやっておられるというように聞いておりますので、やはりこれは協力隊の方は基本的に優秀なんです。優秀な人だから、この人をしっかり活用するのは江田島市にとってマイナスはないと思いますので、よろしくをお願いします。この方が、いわゆる農業とか漁業とかいろんなことに手がけてやってくれるんじゃないかと思っておりますので、この件に関しましても部長一つ見解をお願いします。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 地域おこし協力隊は、地域活性化への思いが強いですし、意欲と行動力を持った方が多いです。協力隊をふやすということですが、地域おこし協力隊につきましては、あくまで協力するという立場でございますが、取り組みの主体は受け入れの地域であり、協力隊はそれを手助けてしてくれる方々です。受け入れ側にも、それなりの覚悟が必要だと思っております。それがあれば協力隊を何人受け入れても構わないというふうには思っております。

以上です。

○議長（林 久光君） 登地議員。

○15番（登地靖徳君） だから、この優秀な協力隊の人を3年以降、江田島市に定住定着してもらえるように一つ努力をお願いします。

次は、魅力アップ策についてお聞きしたいと思います。この魅力アップというのは、いろいろやり方があると思うんですが、何点もあると思いますが、とりあえず町がきれいになる、先ほどと関連するんですが荒廃農地がなくなって、棚田百選に選ばれるようなきれいに整備された田畑になれば、これも大変魅力アップになるわけで、そういうことも含めてこの荒廃農地の開発には力を入れてもらいたいと思います。

特にこの間SEA TO SUMMITがあったんですが、能美・沖美の県道沿いが大変きれいになりましたね、あれはよかったと思います。そこに建設部長がおられるが

たびたび掃除してもらえれば、町の人も喜ぶんじゃないかと思うんです。

余分になりますますが、私も県道沿いにオリーブ植えとるんです。そしたら、ある町の偉い市長さんが時々通って見るんです。そうなる私ともきれいに管理せにゃいけんようになりまして、オリーブもきれいに育ったりする、畑も草を取って、それからきれいに皆さんが見ても「ああ、ええね」というような畑にせんにゃいかん思って、気を使って頑張っておるんです。

それからもう一つ、移住者の件になりますますが、これ参考になると思うんで聞いてもらえるとと思うんです。私の町に過去10年間の移住者を調べてみたんでございますが、移住者とそれに連動してUターンの家庭があります。10年間でありまして、少ないですが86世帯の方が来てくれております。人数が209人。この中でびっくりするというか喜ばしいのは、何と子供が52人おるんです。沖地区の約2割の方が移住者とUターンの方になってきておりまして、大変沖の人口に対するウエートが高くなっていい状態が出てきております。それで、この方々の内容をちょっと分析してみたんです。そしたら楽しいですね、いろんな方が来るんですよ。北は北海道、南は沖縄の方がいっぱい来とるんです。歳ばっかりじゃないですよ。定年になって移住じゃなくて、若い人が来ます。東京から来る、神奈川から来る、京都から来る、鹿児島から来る、そういう人が来るんです。若い人が、子供を連れてくる人が何家族もおります。その方の考え方というのちょっと私なりに分析したんですが、一例ではね海上自衛隊員がおるんです。呉の海上自衛隊行く人が、もう七、八年住んどるんです。そこでまた新しい赤ちゃんが生まれたり、自衛隊ですから呉から舞鶴、佐世保、横須賀、あのあたりへ変わるんですが、嫁さんと子供を残して旦那さんだけが行かれて、いかにこの江田島市が気に入ってもらってるかという1つの事例じゃないかと思うんです。

それから、よく仕事があればという話が出るんですが、先ほどの隣の議員さんの話の中にもありましたが、必ずしも仕事がないから人が来ないばかりじゃないです。若い人が来てくれる事例を見ますと、まず江田島市に来る、それでここに住む家を借りる、あるいは買う、住んでそれから仕事を探す人が何人かおるんです。中には、インターネットでビジネスをされる人がおったり、非常にだから江田島市に行っても仕事がないから人が集まらんのか集まらんのかということ、必ずしも当てはまらないんじゃないかと思うんです。

それでもう一つは、東京なんかでいっぱいおる人間の中でも、嫌になったり疲れたりして地方でゆっくりしたい、いわゆる環境のいいところでセカンドライフをしたいと、そういう考えの方も結構いますので、ここらを含めて人口をふやす、受け入れをすることも考えてもいいんじゃないかと思えます。

それから、時間も過ぎるようでもありますので、言いたいことはいっぱいあるんですけども、子育て支援に入りたいと思えます。

市長さんには、子育て支援について盛りだくさんに説明して下さって、ありがとうございます。この子育て支援につきまして、私は2つの考えを持っておるんです。まず1点目は、ここにおる子供さん、あれは親の環境をいかに気持ちよく子育てへ尽くしていくかということが1点、あわせて、その江田島市の子育て状況がいいから行って住み

たい、そういう考えをもって移住してきてもらう移住対策があるんじゃないかと思うんで、先ほどの内容は大変すばらしいので、もっとよそに江田島市の子育て支援事業はこんなじゃ、来てくださいというアピールも必要じゃないかと思うんです。

それで、私は参考になる例があるんで、ちょっとこれも読ませてもらいます。これは中国のことなんですが、孔子・孟子という時代のお話なんですが、孟母三遷という言葉をお聞きしたんですが、皆さん大体知っておられるんじゃないかと。このことは、親ばかとか、親は子供のことに一生懸命になつとるんじゃないかという代表なんです。だから子供をいかに育てていくかというのが、この孟子のお母さんがとった行動、三遷というのは住むところを3回移動したんです。一番初めは墓所の近くに家があったそうです。ほんならその子供がお葬式のことを習うんじゃないかというんで、これじゃ困ったというんでお母さんまた場所を変えて、にぎやかな町なかへ行ったんだそうです。そうしたら、隣に魚屋さんとか雑貨屋さんとかあって、今度は子供が商売のまねをいろいろしよる。これは困ったないってね、今度は3番目、学校の近くに家を持った、そしたら子供は一生懸命勉強する、礼儀作法を習う、そういうことでお母さんがずっと最後までそこに家を置いたということで、だから親はみんな私を初め皆親ばかなんです。子供のためなら金も使う、仕事も変わるぐらい。この移住者の方にとってもそこらが見えるし、邑南町もそうなんです。子育て支援がしっかりして、各地でアピールしとるから、広島県からもよそからも邑南町へ・邑南町へというて、中国山脈のど真ん中で冬は寒いところですが、そういうところやっぱ、寒いとか熱いとか関係なくて、子供の将来のために親がそういうところへ行くわけで、江田島市は気候も温暖で気持ちがいいところです。海もあるし環境もいいから。ぜひそういうことも含めまして、子育て支援をしっかりと頑張ってアピールしてもらうて、江田島市に移住してもらおうということで、私の話は全てが人口増加に対する言葉になったんですが、どうぞよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、15番 登地議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） おはようございます。

6番議員、公明党の平川博之でございます。

それでは、通告に従い質問いたします。

市内のプールについてでございます。

現在、各学校に設置されているプールを1カ所にするにより、維持費などのコスト削減にもつながると思っておりますが、この点について伺います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） おはようございます。

平川議員から市内のプールについて御質問をいただきました。

お答えさせていただきます。

市内には学校プール6カ所、生涯学習課所管の太原プールの1カ所、計7カ所がござ

います。これら各プールについては、経年劣化などにより全体的に施設の老朽化が進んでおり、部分的な改修をし、維持管理しているところがございます。

議員御提案のプールを1カ所にする事で、大幅な経費の削減ができるかと認識しております。しかしながら、各学校では教育課程で必要な体育の時間に使用するプールは授業時間確保のため、ある程度の距離にプールがあることが望ましいと考えております。そのため教育委員会といたしましては、1小学校区1プールを基本としプールのあり方を検討しております。今後も児童生徒数を考慮し、教育効果と経費等を総合的に判断し、教育環境の充実を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長からの答弁の中で、経年劣化により老朽化が進んでいるとの答弁がありました。それぞれ7カ所ですか、何年経過しているのかお答えください。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） プール7カ所でございます。それぞれ1校ずつ言わせていただきます。切串小学校にあるプールが26年たってます。江田島小学校のプール49年、鹿川小学校のプール32年、三高小学校のプール34年、大古小学校のプール25年、能美中学校のプール36年、江田島町の大原にあるプールなんですが、社会体育の、これが37年でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 今、お聞きすると、かなりひどいところはもう50年が近いというところもありまして、本当、設備的にも心配な部分もあるんですが、そういったことを踏まえて、改修も必要ということで維持管理も大変だと思うんですが、年間、維持管理とかでお金を多分使っておりますけど、以前聞きましたが、どのくらい使っているのかお答えください。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 年間のプールの経費でございます。一般開放とか電気、水道全部含めて7プール合計でおよそ2,300万でございます。そのうち一般開放が約1,300万の経費がかかっております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） わかりました。本当、今聞いただけでも年間で相当の額を使うということで、今回ちょっといろいろ提案させてもらうという考えで、今回こういう質問させてもらったんですが、この件につきましてまた後ほどお聞きするとしまして、ちょっと安全のほうで、次にプールの安全性についてちょっとお尋ねするんですが、現在、各学校にあるプールは低学年が使うときには深さ調整なんかで調節を必要として、プールの底に多分すのこのようなものを沈めて高さの調整をしているため、プールに段差ができ、非常に危険だと思います。そういったこともあり、過去にそういった事故と

かがなかったのかお尋ねします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 各小学校で利用するプールには、今のすのこというか、プールフロアと言うんです。というものがあります。低学年が利用したりするのにやっぱり深さの調整をするものでございます。合併前には、段差のところで低学年の子が落ちてというんですか、というような事故はありました。大事には至らなかった、もちろん死亡したり後遺障害が残ったというようなことはございません。合併後に関しましては、当然そういう事故というのはありません。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 今の事故を聞いて、何か対策とかいうのは何かとられたのか、ちょっとそこだけ1つ質問お願いします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 対策というのは、やっぱり人の目が一番重要ということで、学校のほうでは監視する先生の数をふやしております。それ以降は事故はなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 本当、水の事故とかたくさんあるんで今後も気をつけていかないといけないんですが、ここまで先ほどの教育長の答弁も聞きますと、1小学校区に1プールというのは大変素晴らしいことだと私は思うんですが、今後、話がちょっと広くなって申しわけないんですが、少子高齢化が進む中、今の体制を続けることに私も不安も感じております。そこで、今回提案しました市内に1カ所、1年を通して遊泳または歩行ができるプール可動床を建設することで、夏の期間は例えばその小中学生の児童さんが使うプールで、それ以外の期間とか時間につきましては、高齢者の歩行訓練等に使用して、これはまた江田島市がよくいいます、全国もですが、健康寿命延伸の取り組みにつながると思うんですが、この点についてどう思われるかお願いします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほど、教育長の答弁にもございましたように、今のところなんですけど、1小学校区1プールというのを目指していこうと。今あるプールを何とか補修しながらでも使って、近くにプールがあったほうがいいというのが基本でございます。ただ、そうは言っても今後いずれはプールもだめになってくるといってか、改修しなければいけないと思います。そうやってきたら1小学校区に1プールがいいのか、もっと言えば旧町単位と言うんですか、各町に1つ、もしくはその先ということになれば、やっぱり市内1プールというのも本当に考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

先ほど、平川議員さんが言われたように、可動床というんですか、そういったプールということになれば、温水プールになるかと思いますが、そうなれば1年中使えるということでございますので、今のプールは本当夏場だけ、二、三カ月しか使ってないのに

経費がかなりかかりますので、そういった観点からも1プール屋内プール、例えば今のスポーツセンターの改修に合わせてプールを改修していくというふうなことも今後は考えていかなければいけないのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） 今回提案しましたプールの可動床なんですけど、これは屋内の中に今の温水施設をつくるということで、プールを可動にした場合、もしこの江田島市で災害があった場合も避難所としても使用できる。こういったメリットもありますので、こういう利用活用、いろんな多目的で使えるものを今後やっていくことがいいんじゃないかと思うんですが、ここはちょっと危機管理監どう思われるか、ちょっと一つお願いします。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 多目的に使えるということで、もしそういうのがあれば所管課と相談しまして、避難所で使えるのであれば避難所として指定も可能であると考えております。

○議長（林 久光君） 平川議員。

○6番（平川博之君） コストのこととかたくさんあると思いますが、先ほど教育次長が言ったように、たった2カ月の期間で二千何百万という費用がかかるというのも、そこらも考慮しながらさまざま検討していただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次なんですけど、今後、老朽化していくそういう建築物の更新には、市民の方が一番喜んでもらえるものにしてもらいたいと思います。今回、この提案したプール可動床は健康寿命の延伸にも大きくつながるものだと思います。この江田島市内からも呉のほうに行っておられる方いらっしゃいます。でもそういう方はまだ運転もでき、足腰も元気な方が行っておる方であって、本当に訓練したい方とかいうのがこの島にもたくさんいらっしゃると思うので、そういった検討もぜひともよろしくお願いします。

今後ともそういった安全で安心なまちづくりのさらなる構築のために全力を尽くしていただきたくて、今回こういった一般質問をさせていただきました。本当にありがとうございました。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 本当にいい提案ありがとうございます。

私らのほうも、プールといたらやっぱり夏場しか考えてなかったんですけど、確かに平川議員さんが言われるように、温水プールであれば1年中使えるということで、学校のほうも工夫をすれば夏だけでなく春とか秋にもプールの授業をするということであれば、1カ所でも今からどんどん生徒数が減ってきたら何とかできるのかなと。やっぱり財政のこととか、市民の皆さんが使えるようなプール、多目的なプールというのを本当に今度は考えていかなければいけないのかなと思いますので、真摯に受けとめて検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 以上で、6番 平川議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時56分)

(再開 11時10分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 重長英司議員。

○3番(重長英司君) 3番議員の立風会、重長英司でございます。

通告に従いまして質問をさせていただくのですが、その前に、本年度、大柿高校が入学者を含めて92人という人数の生徒がおります。学校のほうも割と安定しております。生徒と先生の関係もすごく見るからにいいものになっていると思っております。これもひとえに江田島市の手厚い支援のおかげだと思っております。今後ますます大柿高校が安定して、子供たちが安心して学べるように、今後とも熱い支援をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

生涯学習に関する各種団体の活性化支援策について、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目、市はスポーツ関係団体あるいは文化団体とどのように連携しているのかお伺いいたします。

2番目として、生涯学習課が管理している施設は何カ所あるのかを伺います。

3点目、管理している施設の老朽化対策についてを伺います。

以上、1項目3点の質問でございます。答弁のほうどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(林 久光君) 答弁を許します。

小野藤教育長。

○教育長(小野藤 訓君) 重長議員から、生涯学習に関する各種団体の活性化支援策について、1項目3点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず1点目のスポーツ関係団体及び文化団体との連携についてでございます。

現在、江田島市には体育協会を初めとするスポーツ関係団体、文化協会などの文化振興団体、そして子供会連合会などの青少年育成団体がございます。これらの団体は組織化された独立団体で、それぞれが事業計画を作成し活動を行っております。

教育委員会といたしましては、これらの団体が自主的かつ意欲的に、また円滑に運営を行えるよう、補助金交付や活動をする上での会議に参画するなど、物的・人的な支援をしており、市の事業にも連携して取り組んでいただいております。

今年度は、新たに体育協会が主体となって実施予定の江田島市民スポーツ大会におきまして、教育委員会及び市長部局も実行委員会に参画し連携をしております。文化振興団体につきましても、毎年秋に開催しております市美術展とあわせた事業を行っております。

いずれの団体も市の生涯学習活動の推進には欠かせない団体であります。これからも市と各団体との一層の連携強化を図ることで、さらなるスポーツ振興、文化振興、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

次に、2点目の生涯学習課の管理施設数についてでございます。

現在、生涯学習課の管理しております施設は、公民館や図書館などの社会教育施設が

10施設、体育館やグラウンドなどの社会体育施設が13施設ございます。

次に、3点目の施設の老朽化対策についてでございます。

平成26年度に策定しました公共施設のあり方に関する基本方針及び平成28年度に策定しました公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の長寿命化を図るため、必要に応じて維持補修などを実施しております。長期にわたって使用することが求められる施設につきましては、維持補修への対応に加え、維持管理コストの適正化も考慮しつつ大規模改修についても検討してまいります。また、従来は修繕箇所が発生した後に対応する事後保全が中心でしたが、これからは修繕箇所が発生する前に修繕、改修の措置をとります予防保全への展開につきましても取り組みを進めてまいります。

今後も常日ごろから点検を実施し、より安全で利用しやすい施設となるよう、市民の皆様の声を幅広く聞きながら適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それでは、順番に従って再質問をさせていただきます。

1点目の、スポーツ関係団体あるいは文化団体とどのように連携しているかという部分でございますが、一応私も体協に入っていたり、eスポに入っていたりするんですけども、市との連携という部分では総会を開いたときに生涯学習課の課長さん、係長さんがそこに出席されて、総会は見えていただく。その後に細かい打ち合わせはあるんでしょうけれども、基本は自主運営ということが基本なんだろうけれども、その運営をする中でそういった団体をしっかり見ていけば、「ここをこうやったらどうですか」「ここをこうやるともっといい結果が生まれませんか」とか、あるいは定期的に年に2回とか3回とかそういうふうな各種関連団体と今やっている運営してることについての話し合いとか、そういったものは今持っておられますか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 先ほども教育長の中の答弁にあったように、各種団体のことで、組織化された独立団体ということでございますので、教育委員会のほうが積極的にその運営にかかわって指導というのは、なかなか実際は難しいんじゃないかなというふうには考えております。ただ、助言等は当然できますので、会議に来てもらえないとか、これはどう思うかという相談は、教育委員会のほうではいつでもお受けすると思っておりますので相談に来ていただければと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 今のお答えということであれば、団体のほうからの声かけをして、こういう相談があるんだがどうでしょうかというふうな形でしていく。教育委員会からの定期的な、年に2回とかというふうな形でのお互いの思いを話し合うような場は設ける必要も、つもりもないというふうな感じでよろしいですか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 別にないかというわけではないんですが、何度も言うように、独立した団体でございますので、行政が深くかかわっていくということになっ

たら、やはり団体のほうも何でそこまでというようなこともございますでしょうから、そこはいい関係が保てればいいというふうに思っております。だから、全然言うてこないとこっちは何にもしませんよとかいうふうなスタンスではございません。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そのことにつきまして、昨年度も体協の会長とちょっと話す機会がありまして、教育委員会のほうに要求をしたいことがあるんだけど、ええもんだろうか、どんなもんだろうかというふうな相談を受けまして、やっぱりそこらあたりで何かこう教育委員会とスポーツ団体、スポーツ団体に限って言えばですよ、そこに何か壁があるような感じに見受けられるんです。そこがもっとフランクな形で、いろんなことが相談できるような形になれば、もっとそういったことが活性化をしていくのかなという思いがあるわけですが私に。ですから、上から指導とかなんとか言うんじゃないで、結局かなり団体悩みを持っていると思うんです。文化団体のほうでもある程度そういった部分で、こうしたいんじゃないけど、どうなんじゃろうかなというふうな悩みを持っていると思うんです。それがちょっとどうなんかな、相談しにくいとか、どういうふうにもっていったいいのか、どういうふうに相談していいのかというのが、ちょっと道が見つけられなくて困っているような状態が今あるように見受けられるんです。そこらあたりをきちっと意思の疎通ができて、それじゃここ頑張りなさいよというふうな形で、教育委員会さんのほうから後押しをしてもらいたいとか、ここはまだだめなんよとか、そういうような細かい話し合いがなかなか今要求したくてもどこへ言うてええもんじゃろうかと。迷っとるんですよ正直なところ。だからそこらあたりで何かこうそういった話し合いができるような方策を、要求とか、要するに体協のほうから言いたいことはたくさんあるみたいなんです。たくさんあるみたいなんですけども、言うてもええもんじゃろうか、どうなんじゃろうかというふうな形で迷っておられるんです。そこらあたりをどうやったらうまくいい関係が築いていけるんだろうかというふうなことがありますので、そこらあたりをちょっと検討してもらえませんか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） そういった悩みがあるんですしたら、本当にいつでも言うていただければいいんですが、なかなか難しいということであれば、まずはそれぞれ各団体長さんもおられますし、総会には必ず教育委員会の職員も出てると思いますので、その場で言うのが難しければ文面に出してもらおうとか、まずは組織の中でどんな問題があって、これは行政のほうじゃないと解決できんな、これは自分たちで解決できるなという、ちゃんと筋道立ててもらえれば、いつでも生涯学習課のほうでも受けると思いますので言うてみてあげてください。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ちょっとしつこいようなんですけども、今の問題で、文書を出してくれといたら皆さん悩むんです。ですからそこらで気楽に話ができるような雰囲気づくりが何とかできないものかなというふうに思うんです。何かすごく敷居が高いようなんです。だから、どうせえ言うのか私もよくわからんですけれども、何かいい関係ができるような方向に持って行ってもらえればと思うんです。お互いがそれは努力

せないけんということがありましようから、体協のほうにはそのようにお伝えします。何でも気楽に相談に行ってくれというふうなことを言いますので、そういったことがありましたら受け入れていただいて、みやすくに話ができるような関係づくりをやっぴりお互いが努力をしないといけないと思うので、私も言いますので、そちらのほうでもそういったふうな形で、気楽に受け入れていただく、話し合いが気楽にできるような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

あと、今のスポーツ関連団体という部分で江田島市スポーツ推進計画の中に、15ページなんですけれども、スポーツの魅力に触れる機会の充実という項目があって、プロスポーツ選手とのかかわりを持って子供たちと触れ合うとか、いうのを推奨されております。今、プロ選手と年に1回、1月にカープの選手と野球教室を開いております、この部分に関して江田島市は補助をしておられるんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 教育委員会としての補助は出してないんじゃないかというふうに私は承知しているんですけど。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） これは自主グループで運用しておりますので、補助はいただいてないと思います。こういったものもやっぱり結構費用がかかるんです。それを毎年続けていく、そうすると子供たちはすごく喜ぶんです。カープの選手が来とるわ言うて。後からサイン会もありますし、そういったあたりでやっぱりそういったのでもし補助してもええよというふうなものがあれば、その団体へもどういうふうな申請をすればいいのかというふうなことをちょっと話してみようと思うんですけども、ここらあたりの部分とあと栗原選手が引退されましたよね。世界的に活躍された選手で、出身、鹿川小学校卒業なんです。よく御存じだろうと思いますけれども、そういった選手もやっぱりちょっと時間もつくれると思うので、招聘をして子供たちと触れ合うような機会をやっぴりこういったスポーツ推進計画にうたわれておるように、そういった地元で縁の深い人もやっぱり対象に入れて、そういった触れ合う機会をぜひ持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） おっしゃるとおりだろうと思いますので、今の栗原選手とかカープの選手に関しては、積極的な支援をしてもらいたいと思います。ただ、全てにそういった自主団体がこの人を呼ぶからということで、補助を出してくれというのは、その辺は財政のほうとも御相談しながらじゃないと、今すぐに出せますよということとは言えないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。

それでは2項目めです。生涯学習課が管理している施設は何カ所あるかということで、数は今お伺いをしたんですけども、スポーツセンターとか総合運動公園の管理責任者はどなたになるんでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 管理しているのは当然教育委員会ですが、委託という意味ですか。スポーツセンターに関しましては、eスポーツクラブに業務委託をしております。江田島市の総合運動公園はNPOスポーツ振興協議会、こちらのほうに委託をしております。

以上です。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 委託はそういうことであれなんですけども、そこ例えばスポーツセンターのいわゆるセンター長はどなたなのかな。いわゆる管理をしているんですけども、それは管理者であって、そこのスポーツセンターの責任者じゃないわけですよ。ですからその責任者、あるいは総合運動公園の責任者、例えばもしこういうことがあったら、この方にお伺いすればええとか、判断をする場合に管理者では判断できない部分がたくさんあると思うんです。その場合にどの方の方にそれを相談・報告すればいいのか、それは生涯学習課のほうに報告するんでしょうけれども、管理責任者、例えばスポーツセンターのセンター長はどなたなのかなということなんですけども。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 業務委託契約というのを当然交わしております。その中で、これを交わしているのは市長名で交わしているんですが、業務遂行要件の中に担当課ということで生涯学習課、生涯学習課のトップということであれば課長でございます。ですからこの業務委託されたeスポーツ、もしくはスポーツ振興協議会は、毎月翌5日までにそれぞれの管理日誌、業務日誌を出すようになっておりますので、何かあれば当然毎月報告があります。それがこの業務委託の内容でございます。また、どんなところを清掃してくれとか、細かい取り決めも全部決まっておりますので、その結果というのは当然この委託されたそれぞれの団体から生涯学習課のほうへ報告が上がってきて、それなりに対応しているというふうになります。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そこで、ちょっと特殊な例なのかもわからんのですけれども、去年の水害がありました、豪雨災害7月6日、7月7日の朝にスポーツセンターの管理する女性が確か驚部じゃと思うんですけども、飛渡瀬を通過して太田産業のところで崩れとって、ちょっと足どめを食らいまして、その後に車が通れるようになってスポーツセンターに向かった。栈橋のところは道路が高いんで、スポーツセンターの方向に行こうと思ったらもう水で通れんです。どうしようかと教育委員会のほうに問い合わせをしたら、行ってくれ行ってくれというふうなことを聞いておるんです。水が引いてから行ってくれならわかるんですよ。そういうことがあったんです。こういう場合はやっぱりもし「はいはい」言うて車で入ったら車がとまってしまいますよね。そんだけ水が上がったわけですから。道路冠水で。そういったことがあって、やっぱりそこらあたりはそういった管理者、生涯学習の課長さんあたりが現状を見て、行けるか行けんかを見たらすぐわかるわけなんで、今はどうかね行かれんので、ちょっと引くまで待ってくれとか、そういう指示があってもえかったろうと思うんですけども、ちょっとそういうふうな指示ではなかったようなことを私聞いたんですけど。そこらあたりも含めて、

やっぱり管理責任者がどういうふうな判断をするかというのは、大切な部分がたくさんあると思うんです。そういった施設の運用も将来的に江田島市はこの施設ではこういうふうにしたいとか、運用の基本方針みたいなものを立てていただいて、運動公園であればこうこうというふうな形のものを、やっぱり私としてはそういった所管をする施設の運用を基本的なものをやっぱり示していただければ、管理するほうもそれに従ってできるので、すごくいいことじゃないかと思うんですけど、そういったものがちょっと目に見えてこないんです。そこらあたりを教育長さんどう思われますか。

○議長（林 久光君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） 今、次長が申しましたように、委託については書面でそういういろんなことについて連携してるはずですが、ただその書面の中に全て網羅はできないと思いますので、そこについてはやはりそういう困ったときに、いろんな状況の中で困ったときには、生涯学習課の課長と連携して、その場で適切な対応をとれるようにする必要がありますと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひそのように密に連絡をとっていただいて、意思の疎通をしていただいて、スムーズな運用ができれば利用者の方も気持ちよく使えるので、ここはこうですかねと言ったら、ちょっと聞いてみますというて、ぎくしゃくするような感じではなくて、スムーズに運用ができるような、例えば使用方針なら方針をやっぱりある程度、管理者にわかるような形でお示しをいただければ、今後ともそういった管理の委託をされている人たちも仕事がしやすいと私は思うんです。それでないと、わからんのかなと言うて、ここどうなっちゃうかねて、こないだも総合運動公園の公園長に、公園長ここはどうなつとんかねと言ったら、僕はようわからんのんですわというふうな答えが返ってきますし、ちょっと教育委員会に聞いてみなさいや言うて、聞いたけどどうもはっきりした返事がこんのじゃということがあったりとか、全部じゃないですよ、そういうケースもあったりするんです。だからそこらあたりで、管理者がスムーズに管理運営ができるような支援体制をやっぱりきちっとして、意思の疎通ができて、話し合いができて、相談ができて、そうすると利用者もすごく気楽に利用できると思うんです。

その中で利用規定で、例えば、総合運動公園でテニスコートがあります。一応、簡単にはこうして使ってくださいというのが書いてあるんです。本来であればテニスコートはテニスシューズを履いて入らにゃいかんです。それをたまに来る人が革靴でやったりとか、サンダルでやったりとか、あるいは使った後はオムニコートの場合は砂をコートの中に入れて集めるんです。そういうふうには掃除をしてブラシをかけて帰ってくださいということなんですけども、それもしない、注意すると、何でわしらがせんにゃいけんのかというふうな利用者もおられるし、雨の日も使わせと。雨降りよるからだめですよと言っても、ええじゃないか使わせえと言うて押し切られたりとか、というのがあって、そういう使用規定みたいなものをしっかり打ち出していただいて、こういう方針でしますからそれはだめですよ。スポーツをする人間として当然それは守ってもらわにゃいけんことなので、そこはしっかりしてくださいというふうなルールをしっかりとお示し

していただいて、じゃないと管理者が、そういった細かいことを知らない人が、例えば当番で管理に入ったりするんです。そうしたときに、声高にわーわー言われてしまうと、しょうがないけんどうぞというふうなことが起こり得るんです。何回も起こってるんです。そこらあたりでしっかりと使用規定、グラウンドに入るときには運動靴で、それから革靴はだめです、ヒールの靴もだめです、というふうなやっぱり基本的なものをしっかりと打ち出していただいて、誰が見ても「おっそうなんやの」と見て一目でわかるような掲示板なり看板なりを掲げていただきたいと思いますと思うんですが、そこらあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今のを聞いてたら本当に委託してる人と教育委員会の連携が密にできてないのかなというふうに思います。今言われたように一つは看板とかを出すのも一つの手だと思います。ただ、でも看板を置いとって多分やる人はやるんじゃないかと思いますので、本当に困ったことがあったら生涯学習課のほうも言ってると思うんですが、判断に迷うことというのは多々あると思います。そのときには教育委員会へ電話をしてくださいというふうには指導はしてるんですけど、もっと業者さんの委託しているところにも、どうぞ気軽に何か困ったことがあったら言ってくださいと、どうしても言うことを聞かないような人がいたら、教育委員会のほうからも指導に行きますのでというふうにお伝えします。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。しつこいようなんですけども、運用ルールを管理をしとる人もやっぱりしっかり頭に入ってないと使用者に指導ができないので、雨の日は絶対テニスコートはだめですよというふうな管理者もやっぱりそういったことを共有しないと、そういったことがわからない人がそこにいると、ええじゃないか、ええじゃないかと言われると、もうどうしようもなくなるんで、そこらあたりも含めて管理者としっかり打ち合わせをしていただいて、スムーズな運用ができるように、ぜひぜひお願いいたします。

次に、3点目です。

管理している施設の老朽化対策についてということで、今これも総合運動公園のことなんですけれども、公園長さんから今運動公園が問題になる箇所をここにいただいとるんです。同じものを次長さんにもお渡ししました。一番今問題になっとるのは運動公園の男子トイレのセンサー、小便器のほうですけど、人が立ったらセンサーが働いて、終わって外れると水が流れるようになっとるんですけど、それが全部故障しとるんです。水が流れん。そういうこととか、去年一般質問でさせていただきました女性のトイレ、男も大きいほうなんですけど、うち開き、おばあさんが閉じ込められたという案件を昨年申し上げたと思うんですけども、それは素人考えに思えば、ちょうつがいをかえればすぐ外開きにできると思うんです。そんなにお金もかからないですし、すぐできるんじゃないかなと私思っとして、当然そういう事例があったんで対応してくれとるんじゃないかなと思って、この前運動公園に行ってみたら相変わらず内開きのまんまで、全然そういったふうな対応できてない。大規模改修をすぐせえというんじゃないくて、細かい

ところをすぐ直せるところを、実際におばあさんが閉じ込められて、それを救出するのに二、三時間かかるとるんです。そこらあたりの、実際に事故が起こっておるのにその対応、さっきも最初の答弁の中で、これまでは事後改修じゃったんだけど、これからは予防改修をするということをおっしゃられましたけど、それはいつからやられるんでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） これもお金がかかることですので、全てをとというわけにはいきません。やっぱり優先順位をつけて、本当にひどいところから直していく、これがやっぱり予防につながるんじゃないのかと思いますので、そのように考えております。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひお願いしたいんですけども、トイレの内開きぐらいは早くやってください。そんなにお金もかからんと思うんで。また閉じ込められたら大変ですよ。だからそこらあたりだけでも早急な対応を、トイレのセンサーやなんかするはお金がかかりますから、それは今すぐにとは言いませんけれども、でもそれも早くせんとトイレが汚れてどんどん掃除も大変なことになってきますので、優先順位もありましようから、なかなかいついつとは言えんのでしょうけれども、そこらあたりの対応も、そういったことを補修するだって計画はできますよね。そしたら計画の日程を示していただきたいんです。いついつぐらいにやります、いつやりますよというのがわかれば、利用客にもいつごろ補修するけんね、ちょっと我慢しとってと管理人は言えるんです。それが今の状態だとそれが言えないんで、言うちゃんのじゃけど、対応してくれんのよということになるんです。ですから、そういったまず日程を早くつくっていただいて、計画をしていただいてそれを示してもらいたい、いつごろやりますよというのを。

それと、それに関連しまして予算の件なんですけども、スポーツ施設管理運営事業で、江田島市総合運動公園改修整備事業で1,183万9,000円が予算に上がって、それは総合運動公園のテニスコートを改修するというふうなのがついております。私は当然オムニコートの張りかえと思うとったんですけども、5月ぐらいにちょっと部分補修をしとるんです。そのときに半面は使えなくして、今は1面だけです。御存じですよ。1面だけというのは。そこで、その使えるほうのコートももうぐちゃぐちゃなんです。南側のコートのサーブライン、デュースコート側のサーブラインの内側がもうめくれた状態でまともには使えないんです。それどもテニスをさせてくれと大勢の方が来るんで、そこらあたりも予算になつとるので、やっぱりそこらあたりはいつやりますよ、いつ改修しますよというようなやっぱり日程を示していただいて、そこまでちょっと我慢してね、そうしたらそう言えるんですよ。そこまで我慢してねというて言えるんじゃないけれども、いつかねえいうて言うと管理人何しよんかいうて怒られるんです。私も予算ついとるののだからどうなっちゃうんならいうて、お叱りを受けるんです。ですからそういったふうなもう補修計画あるんであれば、いつごろやりますよ、実施はいつですよというのをやっぱり明確に示していただければ管理人も助かりますし、使うほうも、

はいじゃいつまで我慢すりゃええんじゃのということになると思うので、そこを早急にお示しいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 今の件を聞いてたら、本当に管理人と生涯学習課の連携が密にできていないのかなというふうに思います。これらは本当に委託は教育委員会のほうがしてますので、もうちょっと委託の方とよくよくこれは話をします。でないと、そういった問題があるのは、逆に生涯学習課は聞いてるのかもしれないんですが、聞いてないということになったら、やっぱり報告してもらわないと生涯学習課のほうもちゃんと月に1回は報告してくださいというふうになってますので、そこは連携をとって今後どのようにしていくかということは、お互いで考えていったらうまいこといくかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 久光君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひそのようにお願いします。報告は上がるとるはずですから、そこらあたりで密に連絡をとっていただいて、管理される方も、利用される方も、気持ちよく使えるようなことにしていただきたいと思います。それをお願いして私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（林 久光君） 以上で、3番 重長議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時ちょうどまで休憩いたします。

（休憩 11時49分）

（再開 13時00分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 報告第2号

○議長（林 久光君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決処分の指定に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 報告第2号 専決処分の報告について御説明をいたします。

このたびの専決処分は、能美町中町の能美市民センターにおきまして公務中に発生した車両損害事故に対して、車両所有者である相手方と和解し損害賠償額を決定したものでございます。

2ページをごらんください。

2ページに専決処分書を記載しております。中ほどの縦1、事故の概要にありますとおり、令和元年5月10日、午後14時40分ごろ、江田島市能美町中町の能美市民センターで用務のため、市福祉保健部所属の職員が同センターの駐車場に公用車を駐車させようとした際、車両前部が駐車中の相手方車両側面に接触し、当該車両を損傷させたものでございます。

和解の相手方の氏名は議案書のとおりでありまして、損害賠償金11万5,813円を支払うことで和解し、本年5月29日に専決処分をいたしました。

この賠償金は、本市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で補填をいたしております。

このたびは、まことに申しわけございませんでした。

今後、事故を起こした職員のみならず、部内の全職員に一層の注意喚起を行い、このような事故を起こさないよう努めてまいります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第2号を終わります。

### 日程第3 報告第3号

○議長（林 久光君） 日程第3、報告第3号 平成30年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第3号 平成30年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

平成30年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行条例第145条第1項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第3号につきまして御説明をいたします。議案書5ページをお願いいたします。

議決をいただいております継続費の年割額につきましては、あくまでも予定額でございますので、実際の支出額が年割額に達しない場合には、支払い残額を継続費継続最終年度まで逡次繰り越すことができるものでございます。また、その場合には繰越計算書を調製し、報告する必要がございます。

それでは、平成30年度江田島市一般会計継続費繰越計算書でございます。

初めに、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業でございます。継続費の総額7億1,300万円のうち、平成30年度継続費予算現額の計2億1,390万円、支出済額及び支出見込額1億5,245万円、残額6,145万円で、この6,145万円を翌年度に繰り越しいたしました。

繰越額に対します財源内訳は、繰越金315万円、特定財源といたしまして、地方債5,830万円でございます。

続きまして、9款1項消防費、事業名、消防庁舎整備事業のうち、消防本部(署)庁舎整備事業でございます。継続費の総額11億6,401万6,000円のうち、平成30年度継続費予算現額の計3億6,941万6,000円、支出済額及び支出見込額2億2,878万280円、残額1億4,063万5,720円となり、この残額を翌年度に繰り越しいたしました。財源内訳は繰越金703万5,720円、特定財源の地方債1億3,360万円でございます。

次に、高機能指令センター整備事業でございます。

継続費の総額2億950万円のうち、平成30年度継続費予算現額の計6,285万円、支出済額及び支出見込額6,120万円、残額165万円で、この残額を翌年度に繰り越しいたしました。財源内訳は繰越金15万円、特定財源の地方債150万円でございます。

最後に、能美出張所庁舎整備事業でございます。

継続費の総額3億4,536万8,000円のうち、平成30年度継続費予算現額の計1億650万円、支出済額及び支出見込額4,374万1,000円、残額6,275万9,000円で、この残額を翌年度に繰り越しいたしました。財源内訳は繰越金315万9,000円、特定財源の地方債5,960万円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長(林久光君) 以上で、報告第3号を終わります。

#### 日程第4 報告第4号

○議長(林久光君) 日程第4、報告第4号 平成30年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第4号 平成30年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書7ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(林久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、報告第4号につきまして御説明をいたします。

議案書 7 ページをお願いいたします。

平成 30 年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計におきます繰越事業は 2 款総務費で、財政管理事業、大柿市民センター管理運営事業、災害対策事業の 3 事業でございます。

3 款民生費で、社会福祉一般事業、人権啓発一般事業、子育て支援センター運営事業の 3 事業。

6 款農林水産業費で、災害対策事業、小規模崩壊地復旧事業、漁港事業の 3 事業。

7 款商工費で、宿泊施設事業特別会計繰出金の 1 事業。

このページから次のページ、8 ページをお願いいたします。

8 款土木費で、土木業務一般事業、災害対策事業、道路維持管理事業、道路改良事業、道路整備事業県負担金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾維持管理運営事業、港湾建設事業県負担金、都市下水道維持管理事業は大新開ポンプ場と大原ポンプ場、排水機場維持管理事業の 13 事業。

10 款教育費で、小学校施設整備事業、公民館管理運営事業の 2 事業。

9 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費で、農地災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業、保健体育施設災害復旧事業の 5 事業。

13 款諸支出金で、下水道事業会計繰出金の 1 事業でございます。

この合計 31 事業、総額 23 億 8,601 万 4,000 円の繰越額につきましては、2 月の定例会におきまして議決をいただいているところでございます。そのうち、6 款農林水産業費の漁港事業につきましては平成 30 年度内に事業が完了し、そのほかの 7 事業につきましては進捗状況によりまして繰越額が減となっております。

なお、翌年度繰越額にかかわる財源内訳につきましては、既収入特定財源がゼロ円、未収入特定財源といたしまして、国・県支出金が 12 億 3,874 万 6,000 円、地方債が 6 億 2,840 万円、その他が 296 万円、そして一般財源が 3 億 9,792 万円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第 4 号を終わります。

## 日程第 5 報告第 5 号

○議長（林 久光君） 日程第 5、報告第 5 号 平成 30 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第 5 号 平成 30 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第 213 条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書 11 ページの

繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、平成30年度江田島市宿泊施設事業特別会計繰越計算書を説明させていただきます。

本件は、サンビーチおきみの再開に伴う施設整備に関する事業費2,292万2,000円を繰り越す予定で、本年3月に議決をいただきました。令和元年度に実際に繰り越した額は総額の2,292万2,000円で、財源は全て一般会計からの繰入金その他の特定財源としています。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第5号を終わります。

## 日程第6 報告第6号

○議長（林 久光君） 日程第6、報告第6号 平成30年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第6号 平成30年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越に関しましては、議案書13ページの繰越計算書のとおり、予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、報告第6号につきまして、議案書13ページの平成30年度江田島市水道事業会計予算繰越決算書により御説明いたします。

繰り越した事業費は、資本的支出、建設改良費の翌年度繰越額記載の1億9,421万4,000円で、2月定例会で議決をいただいた翌年度繰越額と同額でございます。

財源内訳としては、企業債1億1,070万円、国庫補助金8,026万6,000円、当年度損益勘定留保資金324万8,000円です。

事業内容といたしましては、三高浄水場の前処理施設設置工事と、三高地区及び美能地区における管路災害復旧工事の3件です。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第6号を終わります。

## 日程第7 報告第7号

○議長（林 久光君） 日程第7、報告第7号 平成30年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第7号 平成30年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越に関しましては、議案書15ページの繰越計算書のとおり、予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、報告第7号につきまして、議案書15ページの平成30年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰り越した事業費は、資本的支出、建設改良費の翌年度繰越額合計欄記載の2億8,551万5,000円です。この繰越額は2月定例会で議決をいただいた翌年度繰越額と同額でございます。

財源内訳といたしましては、企業債6,169万1,000円、国庫補助金1億5,412万9,000円、一般会計負担金5,650万円、損益勘定留保資金1,319万5,000円でございます。

事業内容といたしましては、まず環境整備事業が大柿町飛渡瀬の下水道工事、飛渡瀬30の1工区と、管渠分の公共下水道施設再構築基本設計業務で、繰越額は3,780万6,000円です。

次に、処理場整備事業については、中央浄化センター更新改築工事2件と、処分場の公共下水道施設再構築基本設計業務で、繰越額は2億2,370万9,000円です。

最後に、災害復旧事業については大原汚水中継ポンプ場災害復旧工事ほか4件の工事、繰越額が2,400万円です。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第7号を終わります。

## 日程第8 承認第1号

○議長（林 久光君） 日程第8、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでござ

います。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 専決処分しました、承認第1号について説明いたします。

17ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例等の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、18ページから33ページまでが改定条文、34ページから55ページまでが新旧対照表、56ページから62ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

56ページからの参考資料により主な改正内容について説明いたします。

説明が長くなりますので御容赦いただきたいと思えます。

説明に入る前に元号につきましては、令和となりましたけれども本条例を専決処分したのは4月でしたから、改正条文につきましてはその時点で平成表記としておりました。本日の説明につきましては、令和に置きかえて説明する考えもありますけれども、改定条例本文との整合性を考慮しまして、平成で説明させていただきますので御理解をお願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。

56ページの改正の概要でございます。

本年10月1日に予定されております消費税の引き上げに当たり、駆け込み需要と反動減の経済に与える影響の緩和を図るため、平成31年度税制改正において、住宅に対する税制上の支援及び車体課税の見直しが行われました。

住宅に対する税制上の支援は直接的には市税に関係ありませんが、住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税を控除した残額がある場合は、個人住民税から控除されますので、当該特例の影響を受けることとなります。

このほか、子供の貧困に対応するための非課税措置、電子申告の義務化に伴う宥恕規定等、法改正に伴う条例改正を行います。

次に、改正分の構成についてです。

5条建てによって3つの条例を改正します。第1条、第2条及び第3条において、江田島市税条例の一部を段階的に改正します。

内容については、後ほど詳しく説明しますが大きく2点。軽自動車税のグリーン化特例と個人住民税についての改正です。

57ページに移りまして、第4条において、江田島市税条例等の一部を改正する条例（平成28年江田島市条例第14号）の一部を改正し、法改正に係る軽自動車税に関する字句を改めます。

第5条において、江田島市税条例等の一部を改正する条例（平成30年江田島市条例第14号）の一部を改正し、法改正に係る法人市民税の電子申告に関する宥恕規定を追加します。

それでは、それぞれの主な改正内容について説明します。まず第1条による主な改正についてです。

1、個人住民税の改正として、住宅借入金等特別税額控除の拡充に伴う措置は、消費税率の引き上げに伴う措置として、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に取得・居住した場合、11年目から13年目までの住宅借入金等特別税額控除から当該年分の所得税を控除した残高があるときは、翌年度の住民税から13万6,500円を上限として住民税額から控除します。なお、この特例による減収分については国費で全額補填されます。この措置は、消費税2%の増税分を控除する仕組みになっています。また、住宅借入金特別税額控除に係る申告について、住民税納税通知書が届く前に申告しなければならない要件を廃止します。

続いて、寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直しについて、マスコミ報道等で御承知の方もいらっしゃると思いますが、税額控除の対象となる寄附金について、総務大臣が指定した地方団体を対象とする法改正に伴う改正を行うものです。なお、指定要件はこちらに記載のとおりでございます。

58ページに移りまして、2、固定資産税の改正について。施行期日はいずれも平成31年4月1日で、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告等の新設です。本市での該当はないかもしれませんが、高規格堤防の整備のために移転補償を受けた者が一時移転後、当該土地に取得した家屋に係る固定資産税の税額の減額を受けようとする場合の申告等の規定を定めます。またあわせて項ずれ、字句の整備等を行います。

次に、3、軽自動車税の改正について、施行期日はいずれも平成31年4月1日で、グリーン化特例を2年延長するなど、グリーン化特例に関する改正と軽自動車税に関する、項ずれ、字句の整備等を行います。

58ページ、下ほど、参考として条例改正以外で住民税に影響があるものについて記載しております。内容についてはこちらをごらんいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

59ページに移りまして、第2条による主な改正について、1、個人住民税の改正、こちらの施行期日はいずれも平成32年1月1日で、市民税の申告の簡素化と項ずれ、字句の整備等を行います。

続いて、2、軽自動車税の改正としまして、本年10月から導入される環境性能割について、次のページ、60ページの冒頭にあります軽自動車を非課税とします。

続いて、環境性能割の特例として、60ページの表のとおり、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した場合は税率を1%引き下げます。また、その下、グリーン化特例を2年延長するとともに、重課について法改正に伴う字句の整備を行います。また、種別割の賦課徴収の特例として、賦課徴収に当たっての取り扱いを規定します。

続いて、第3条による改正についてです。

1、個人住民税の改正としまして、子供の貧困に対応するための非課税措置の拡充を行い、児童扶養手当の支給を受けている者で、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親について非課税とします。

61ページに移りまして、2、軽自動車税の改正について、施行期日はいずれも平成33年4月1日で、軽自動車税について平成33年度及び平成34年度に登録のあった電気自動車及び天然ガス自動車について、グリーン化特例の対象とします。あわせて項ずれ、字句の整備等を行います。

次に、第4条による改正についてです。

江田島市税条例等の一部を改正する条例（平成28年江田島市条例第14号）を一部改正し、軽自動車税に関する法改正に伴う字句の整備を行います。

続いて、第5条による改正としまして、江田島市税条例等の一部を改正する条例（平成30年江田島市条例第14号）を一部改正します。

法人市民税の改正として、施行期日はいずれも平成31年4月1日で、法人の市民税の申告納付について、大法人の電子申告の義務化が平成32年4月に予定されておりますが、災害その他やむを得ないと認められる場合は、従来の申告用紙による申告で構わないとする宥恕規定を定めます。62ページにつきまして、あわせて項ずれ、事項の整備等を行います。以上が改正の主な内容です。

続いて、附則の説明をこちらの62ページで説明させていただきます。

まず、施行期日について、改正後の条例は原則として平成31年4月1日から施行します。ただし、附則第1条で定めるものは、当該規定で定める期日から施行します。また、経過措置として条例の施行年度前の年度分に影響を与えないため、経過措置を設けております。

以上で、今回専決処分しました江田島市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

## 日程第9 承認第2号

○議長(林久光君) 日程第9、承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林久光君) 山井市民生活部長。

○市民生活部長(山井法男君) 専決処分しました承認第2号について説明いたします。

64ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成31年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、65ページが改正条文、66ページが新旧対照表、67ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

67ページの参考資料により改正内容について説明いたします。

まず、1の課税限度額の引き上げについてです。政令の改正に伴い、第2条を改正して、基礎課税額を3万円引き上げ61万円とします。後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額をあわせた課税限度額を96万円とします。

次に、2の低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大について、政令の改正に伴い、第21条を改正して、低所得者に係る軽減世帯の範囲の拡大を行います。その内容については、こちらの表のとおりでございます。

続いて、附則の説明をしますので65ページに戻ってください。

まず、施行期日についてでございます。附則第1項でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。また、附則第2項で経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今回、専決処分ということで、政令の改正で基礎課税額が58万から61万に引き上げになってるんですけども、2月の定例会で県単一化で国保税の税率引き上げがあったと思うんですけども、そのときはこの課税限度額が上がるという話が1個も出てなかったんですけども、2月の定例会で税率が上がって、今回課税限度額が上がるというタイミングがずれてるじゃないですか。県で単一化ということで税率が上がるというの、この国の制度とあわせて議論することができなかったのか、その点について教えてください。

○議長（林久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 議員御指摘のとおり、2月議会において、本年度についての国保税率の引き上げを可決いただきました。そのときには今回の限度額の引き上げと軽減世帯の対象の拡大、これについては確かに言及はしておりませんでした。これはやはり国のほうの法改正なり、今回は政令の改正ですけれども、政令の改正がないとまだ決定してない事項ですから、なかなか申し上げにくいと。一方で、税率の改正については各市町村で定めるものですから、これはしっかりと議案として上程させていただいて、議員の皆様にも審議いただいて可決いただいて決定するというところで、2月に決定をいただきました。一方、こちらの限度額の引き上げと対象軽減世帯の対象の拡大については、やはり政令の改正を待って改正をしないといけないものですから、議員おっしゃるように本当にその2月の時点で、両方セットで上程させていただければ一番市民の皆様にもわかりやすいし、議員の皆様にもわかりやすいんですけども、どうしてもこの事務手続上、こういうふうになってしまうということで、全国的にもこのような手続を踏んでおるといところでございます。

○議長（林久光君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 何て言うんですかね、税率を上げるというときに、例えば課税限度額が上がるかもしれないという話があれば、じゃ今年度は別に税率上げる必要はないよねというような議論もできてたんじゃないのかなとも思いますので、来年度以降もまた税率が上がっていくと思うんですけども、やっぱり国の動きとかもあわせて議論をするべきなんじゃないのかなとも思いますので、この間2月のとき全然触れてなかったんですけども、上がるかもしれないということがあれば、それも私たちに教えていただいてもいいのかなとも思います。お願いします。

○議長（林久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 議員がおっしゃることはよくわかります。今回の限度額の引き上げは、政令が公布されたのが3月29日で、実際にはそれ以前にも情報と

しては我々市町村のほうにも来ておりますので、2月の議会のときにも確かにその情報は流れてきておりました。その方向で法改正なり政令改正をする予定ということについてはありました。ありましたので、来年以降情報として、手続としてはやはり今回と同じような手続を本会議での議案として出すもの、それから専決処分させていただくものと分けざるを得ないと思うんですけども、できるだけ情報は出せるものは出していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（林 久光君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

## 日程第10 承認第3号

○議長（林 久光君） 日程第10、承認第3号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、承認第3号 専決処分の報告と承認について御説明いたします。

このたびの専決処分は、税務署へ納付する消費税及び地方消費税の予算が不足することに伴う、平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号）の補正を行うものです。

平成30年度江田島市水道事業会計補正予算書（専決処分）の1ページをごらんください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。第1条、平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第2条、平成30年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出について、第1款水道事業費用の第2項営業外費用を734万6,000円増額し、合計額を8億2,625万2,000円とするものです。

3ページをお願いします。

補正の内容について、平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第5号）の実施計画をごらんください。

収益的支出の第1款水道事業費用の第2項営業外費用、第5目消費税及び地方消費税の増額であります。

企業会計では、主に水道料金などの収入で預かった消費税と、工事や委託料、光熱費などの業者へ支払った消費税分を相殺し、税務署へ納めるべき消費税額を決算で確定します。昨年度は7月豪雨災害に伴う災害復旧工事の一部を、2月定例会において次年度に繰り越しいたしました。繰り越した工事費に伴う消費税分は、平成30年度分の支払う消費税として計算しなくなったため、預かった消費税が多くなり、税務署へ納付する消費税額が増額となりました。その増額となる消費税の予算計上を失念しておりました。このため、税務署へ納付する消費税及び地方消費税の予算が不足するため、734万6,000円の補正を行うものです。

キャッシュ・フロー計算書は4ページに、費目別内訳書は5ページに記載してありしております。

今後はこのような間違いのないよう、事務を的確に行ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

## 日程第 1 1 議案第 4 2 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 1、議案第 4 2 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 4 2 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案についてでございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 4 2 号につきまして御説明をいたします。

議案書 7 0 ページから 7 7 ページに改正条文を、7 8 ページから 9 3 ページに新旧対照表を、9 4 ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、9 4 ページをお願いいたします。

1、料金改定の基本方針についてでございます。

令和元年 1 0 月 1 日から消費税率が 1 0 %に引き上げられますことから、それに伴います税率変更分の使用料、手数料等の料金につきまして改定を行うものでございます。

(1) このたびの改正の対象は、平成 2 6 年 4 月の消費税率改定時のもののほか、平成 2 6 年度以降に整備されました施設等の料金といたしております。(2) 消費税率の改定によりまして、料金が 1 円単位まで変動いたしますけれども、原則といたしまして 1 0 円未満は切り捨てし 1 0 円単位の設定としております。ただし、従来から 1 円単位の

設定にもものにつきましては、1円単位としております。なお、10円単位で料金を設定する場合におきまして、現行で510円以下の料金につきましては変動がございません。

2、条例改正についてでございます。

今回のこの条例案におきまして、料金改定を実施いたしますのは(1)の①江田島市立学校施設使用料条例から⑳の江田島市市民センター等設置及び管理条例までの29条例でございます。

議案書76ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例によります改定後の29の条例の規定につきましては、施行の日以降の利用にかかわる使用料等に適応し、同日前の利用に係る使用料等につきましては、なお従前の例によることとしております。

説明につきましては以上でございます。

○議長(林久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号～日程第13 議案第44号

○議長(林久光君) 日程第12、議案第43号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、及び日程第13、議案第44号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたしま

す。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第43号及び議案第44号でございます。

ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の支給について、災害等に係る受給資格者の所得制限の緩和をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号で江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例を、議案第44号で江田島市重度心身障害者医療費支給条例をそれぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） ただいま一括上程されました議案第43号及び議案第44号の条例の一部を改正する条例案につきまして説明をいたします。

まず、議案第43号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、議案書96ページに 改正条文を、参考資料として97ページに新旧対照表を、改正の概要等を98ページに添付いたしております。

次に、議案第44号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、議案書100ページに改正条文を、参考資料として101ページに新旧対照表を添付いたしております。

この2議案の参考資料は、さきの98ページに取りまとめております。こちらで主な改正内容について説明をさせていただきます。

議案書98ページの参考資料をごらんください。

改正の概要を参考資料にて説明いたします。

今定例会で一括上程いたしております2本の議案は、1概要にお示ししておりますとおり、平成30年7月豪雨災害に伴い、広島県の福祉医療公費負担事業補助金交付要綱のうち、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費公費負担事業について、被災された方の支援を充実するために、災害時に係る受給資格者の所得制限が緩和実施されました。これを受けまして、本市における現行条例の一部を改正するものでございます。

今回、県の福祉医療公費負担事業において、受給資格者の所得制限の緩和が実施されますものに対応して、その一部を改正する条例案を2改正する条例としまして、（1）（2）としてお示ししております。（1）として、ひとり親家庭等対象といたします議案第43号の江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例、（2）として、重度心身障害者を対象といたします議案第44号の江田島市重度心身障害者医療費支給条例、この2本でございます。

3、改正の内容としまして、改正の内容を図でお示ししております。順に御説明いたします。

まず（１）江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例でございます。

災害などによるひとり親家庭等医療費の受給資格者の拡充を図るもので、現行の制度では対象家庭をひとり親家庭等とし、受給資格要件を所得税非課税の者としております。これを所得税課税者であっても、災害などにより特別な事情があると市長が認めた者を認定し、受給資格者とするものでございます。

次に（２）江田島市重度心身障害者医療費支給条例でございます。

こちらも、災害などによる重度心身障害者医療費の給付対象者の拡充を図るもので、現行は対象者を身体障害者手帳におけます障害の程度が１から３級などの方で、給付要件が対象者または配偶者、扶養義務者が所得制限以下の方を対象者としております。これを所得制限以上のものであっても、災害などにより特別な事情があると市長が認めた者を認定し、給付対象者とするものでございます。

以上が、議案第４３号及び議案第４４号の条例の一部を改正する条例案の主な改正内容でございます。

この内容をそれぞれ改正条文に規定し、附則として施行期日を４施行日にお示ししておりますとおり、公布の日から施行するといたしております。

以上で議案第４３号及び４４号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本２議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本２議案は会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本２議案は委員会付託を省略いたします。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第４３号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

この際、暫時休憩いたします。

14時15分まで休憩いたします。

(休憩 14時02分)

(再開 14時15分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 先ほど、報告第2号で専決処分の報告をさせていただきましたが、私の説明の中で誤りがございましたので1点訂正をさせていただきます。

損害賠償金は本市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で補填するとの説明をさせていただきましたが、この保険の名前が一般財団法人全国自治協会公有自動車損害共済で補填するの誤りでございました。申しわけございませんでした。

#### 日程第14 議案第45号

○議長(林 久光君) それでは、日程第14、議案第45号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第45号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、低所得者に対する保険料の軽減を強化するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) ただいま上程されました議案第45号 江田島市介

介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書103ページに改正条文を、参考資料として104ページに新旧対照表を、105ページに改正する条例案の概要等を添付いたしております。

議案書105ページの参考資料により、主な改正内容について説明をさせていただきます。

議案書105ページの参考資料をごらんください。

今定例会で上程いたしております本議案は、1概要にお示ししておりますとおり、令和元年10月以降の消費税率の引き上げによります増収分を財源としまして、低所得者の方の介護保険料の軽減措置を強化するためのものがございます。このための、介護保険施行令が一部改正され、保険料の軽減措置の対象及び減額幅が定められましたことから、国が示した減額幅に従いまして本市の介護保険料を改正するため、本市介護保険条例の一部を改正するものがございます。

2、軽減の対象者及び保険料年額並びに保険料率といたしまして、以下に保険料の段階区分、対象者、現行の保険料年額と令和元年度及び令和2年度の保険料年額を表にお示ししております。

本市の介護保険料につきましては世帯の合計所得金額などによりまして、9段階の区分を設定しております。そのうち、第5段階を基準額としており、表の下に米印でお示ししておりますとおり、この第5段階の保険料年額を7万4,400円としております。

今回、軽減の対象といたします方は全9段階のうち、世帯の合計所得金額が低い第1段階から第3段階までの方を対象といたしております。この対象となる段階区分のみ表でお示しをしております。

それでは、表により改正の内容を説明いたします。

まず、第1段階の方でございます。対象となる方、ぽつ1、生活保護被保護者の方から、ぽつ3番目の世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方などで、現行の保険料年額3万3,400円のところ、これを保険料年額2万7,900円と改めます。

次に、第2段階の方でございます。対象となる方は、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、現行の保険料年額5万5,800円のところ、これを保険料年額4万6,500円と改めます。

次に、第3段階の方でございます。対象となる方は、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、現行の保険料年額が5万5,800円のところ、これを保険料年額5万3,900円と改めます。

なお、それぞれの保険料年額の下には基準額に対します保険料率を括弧でお示ししております。

次に、参考事項といたしまして、この改正に伴う財政への影響についてでございます。

3として、保険料軽減に伴う介護保険料減収額及び財源措置について、とてお示しをいたしております。

今回の改正によります介護保険料の減収額については(1)にお示ししておりますと

おり、2,322万8,000円を見込んでおります。このための財源措置でございますが(2)にお示ししておりますとおり、一般会計からの繰入金により措置をいたします。

なお、この一般会計からの繰出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金として国から2分の1、県から4分の1の財政支援がございます。

議案書の103ページをごらんください。

以上、説明させていただきました内容などを改正条文に規定いたしまして、附則として施行期日等をこの条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第2項の規定については平成31年4月1日から適用するとし、経過措置として平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長(林久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第46号

○議長(林久光君) それでは、日程第15、議案第46号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第46号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） それでは、議案第46号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例は、消費税法の改正で本年10月から消費税率が8%から10%になることに伴いまして、港湾、漁港施設の使用料を変更する必要があるため、関係条例の改正を行うものでございます。

107ページに条例案を、108ページから111ページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

条例の改正内容について参考資料で説明させていただきますので、108ページをごらんください。

関係する2条例の改正内容を順に御説明いたします。

右側が現行条例、左側が改正案となっております、まず表の一番上にあります江田島市港湾施設等設置及び管理条例でございます。

まず第7条の規定により別表第2、第3で施設使用料を定めておりまして、現行使用料を108分の110に掛けた金額に改正いたします。上段の係留施設であります棧橋の使用料の12時間までの使用料で説明いたしますと、下線でお示ししておりますとおり、右段の現行1円71銭を1円74銭に改正を行います。料金の計算は現行での単位に合わせて端数処理を行いまして、例えば1,000単位未満のものは端数を切り捨てて1,000単位で丸めております。

なお、10円単位のものには1円の位で切り捨てて10円単位で丸めております。

以下につきましても同様でございますので説明は省略させていただきます。

次の、109ページをごらんください。

109ページの下段、港湾施設用地の使用料につきましては、消費税法第6条の規定により、土地の貸し付けに係る対価は非課税となっておりますため、今回使用料の変更はございません。

なお、最下段の使用料につきまして、占用期間が1カ月未満の短期の使用の場合は、課税対象となっておりますので下線でお示ししておりますとおり、右段の現行2円93銭を2円98銭に改正を行います。

続きまして、111ページをごらんください。

111ページでは、江田島市漁港管理条例について記載しております。これらにつきましても先ほど説明しましたとおり、港湾関係の条例と同様の計算で改正を行いますので説明は省略させていただきます。

107ページに戻っていただきまして、一番下に附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第47号

○議長（林 久光君） それでは、日程第16、議案第47号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第47号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求め

るものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、議案第47号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は、消費税法及び地方税法の税率改正を令和元年10月1日から施行することに伴い、これにあわせ関係条例を改めるものです。

113ページから114ページに条例案を、115ページから116ページに新旧対照表、117ページに参考資料をお示ししております。

条例の改正内容について参考資料で説明させていただきます。

117ページをお願いします。

改正の趣旨といたしましては、消費税及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられるため、関係条例において所要の規定整備をするものです。

2、改正する条例については、1つ目が江田島市下水道条例、第20条、第21条及び第22条の使用料。2つ目が、江田島市農業集落排水処理施設条例、第20条、第21条及び第22条の使用料にそれぞれ乗じる率を改めるものです。

3、条例の施行期日については、消費税法の施行期日に合わせて令和元年10月1日とします。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 17 議案第 48 号

○議長（林 久光君） それでは、日程第 17、議案第 48 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 48 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

下水道事業の見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下 隆君） それでは、議案第 48 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は、下水道事業整備区域を縮小し、合併浄化槽補助による整備区域とするため、公営企業の設置等に関する条例の一部改正を行うものです。

119 ページから 120 ページに条例案を、121 ページに新旧対照表、122 ページに参考資料をお示ししております。

条例の改正内容について、参考資料で説明させていただきます。

122 ページをお願いします。

改正の趣旨といたしましては、江田島市の下水道事業は近年の少子高齢化による人口減少や、整備に伴う財政負担等、事業を取り巻く状況が大変厳しくなっております。このため、現状に即した計画に見直す必要が生じたことから、下水道未整備地区の住民の皆様を対象に、下水道整備の要望についてアンケート調査を実施いたしました。

この結果を踏まえ、平成 30 年 5 月 28 日の市議会全員協議会で方針説明をさせていただいた後、住民説明会を経て、下水道事業整備区域を縮小し、合併浄化槽補助による整備区域とする計画変更を行いましたので、所要の規定整備を行うものです。

2、改正の内容については別表で定める処理区域、計画処理能力及び処理計画人口を下水道整備区域の縮小に合わせて変更するものです。

表の下をごらんください。

今回、整備区域を縮小した主な処理区域は、秋月地区・江南地区の一部・飛渡瀬地区の一部・大君地区・柿浦地区です。また、処理計画人口について 2 万 2 1 0 人から 1 万 5, 5 4 0 人に変更するものです。

それでは、表をごらんください。

改正部分に下線を引き、訂正及び削除する部分を見え消しで訂正線を引いております。

表の右側に記載しています終末処理場ごとに順次説明いたします。

まず、江田島中央浄化センターの処理区域について、江田島町秋月を削除し、江田島町江南を江南の一部とし、大柿町の飛渡瀬を飛渡瀬の一部に変更します。

また、江田島中央浄化センターの計画処理能力を日最大3,420立方メートルから2,920立方メートルに変更します。

次に、江田島町切串浄化センターの計画処理能力を日最大900立方メートルから600立方メートルに変更します。

次に、能美町鹿川浄化センターの計画処理能力を日最大900立方メートルから600立方メートルに変更します。

最後に、大柿浄化センターの処理区域について、大柿町の大君、柿浦を削除し、計画処理能力を日最大1,700立方メートルから1,400立方メートルに変更します。

3、施行期日については公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第49号

○議長（林 久光君） 日程第18、議案第49号 江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第49号 江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林久光君） 木下企業局長。

○企業局長（木下隆君） それでは、議案第49号 江田島市水道事業給水条例及び江田島市企業局関係手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

このたびの改正は、消費税法及び地方税法の税率改正を令和元年10月1日から施行することに伴い、これに合わせ関係条例を改めるものです。

124ページから125ページに条例案を、126ページに新旧対照表、127ページに参考資料をお示ししております。

条例の改正内容について参考資料で説明させていただきます。

127ページをお願いします。

1、改正の趣旨といたしましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられるため、関係条例において所要の規定整備をするものです。

2、改正する条例については、1つ目が江田島市水道事業給水条例の第23条及び第26条の使用料、第30条分担金。2つ目が江田島市企業局関係手数料条例の第2条手数料にそれぞれ乗じる率を改めるものです。

3、条例の施行期日については、消費税法の施行期日に合わせて令和元年10月1日とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 19 議案第 50 号

○議長(林 久光君) 日程第 19、議案第 50 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 50 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、議案第 50 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、129 ページに改正条文、130 ページから 131 ページに参考資料といたしまして、改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の改正要旨を添付しております。

131 ページの参考資料により御説明させていただきます。

今回、上程させていただいております火災予防条例の改正は 2 項目でございます。

1、改正の趣旨でございます。

工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、現行条例を一部改正するものでございます。

続きまして、2、改正の概要でございます。

まず(1)の避雷設備に関する事項でございますが、工業標準化法の名称が産業標準化法に改められ、同法に規定する日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴い、火災予防条例で関係のある規定の整理を行うものでございます。

続いて、(2)住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項でございます。

今回の改正は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときを追加するものでございます。この特定小規模施設用自動火災報知設備は、延べ面積が300平方メートル以下の旅館や病院など、宿泊や入居ができる建物に設置が義務づけられています。この場合、これらの建物内に住宅が含まれているときは、住宅部分に特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器を設置すれば、住宅用防災警報器等を設置しないことができるものでございます。なお、住宅用火災警報器はこの住宅用防災警報器等に含まれております。

次に、その他関係規定について所要の規定の整備をすることにつきましては、字句を整理するもので、基準等の変更はございません。

続きまして、施行期日でございますが公布の日としています。ただし、避雷設備に関する事項は令和元年7月1日としています。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第51号

○議長（林 久光君） 日程第20、議案第51号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第51号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、議案第51号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

内容につきましては、133ページに改正条文、134ページから135ページに参考資料として、改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の改正要旨を添付しております。

135ページの参考資料により御説明いたします。

1、改正の趣旨でございます。

本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、現行条例の額を見直し、政令と同様に改正するものでございます。

続きまして、2、改正の概要でございます。

今回、手数料の額が見直されるものは、危険物施設の設置許可等の申請に係る手数料の引き上げで、本市で該当する施設は石油コンビナート施設であります伊藤忠エネクス江田島ターミナルさん、そして鹿川ターミナルさんに設置している特定屋外タンク貯蔵所のみが対象となっております。

詳細につきましては表にお示ししておりますように、それぞれ貯蔵できる最大数量に応じまして、現行の手数料から1万円増額になります。

続きまして、3、施行期日につきましては、消費税の税率が引き上げられる令和元年10月1日といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 1 議案第 5 2 号

○議長(林 久光君) 日程第 2 1、議案第 5 2 号 江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 5 2 号 江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

国民宿舎能美海上ロッジ及びシーサイド温泉のうみの代替施設となる新ホテル等整備事業の事業者を選定したことに伴い、宿泊休養施設としての役割を終えることから、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) それでは、議案第 5 2 号を説明いたします。

初めに、議案書の参考資料により内容を説明させていただき、その後に条文を説明させていただきます。

議案書 1 3 9 ページをごらんください。

まず、本条例案は昭和 4 2 年度に設置しました国民宿舎能美海上ロッジ、それと平成 1 0 年度に設置しましたシーサイド温泉のうみの 2 施設の廃止に伴うものです。

1、廃止の理由ですが、国民宿舎能美海上ロッジは築 5 0 年を経過し、老朽化も著しく耐震性もないため、平成 2 9 年 4 月から休館しております。そこで、本市としましては、民間活力を活用し交流人口を拡大することにより地域の活性化を促す新ホテル等整備事業を公募したところ、事業主が決定いたしました。それにあわせ国民宿舎能美海上ロッジ基礎部分の活用提案を求めましたが、効果的な活用提案はありませんでした。シーサイド温泉のうみについては、その機能を新ホテルに移します。こうした理由により、両施設の設置目的が終了しますので、条例を廃止するものです。なお、シーサイド温泉のうみの営業は、令和元年 6 月をもって終了いたします。

2、附則の内容ですが、この条例の施行期日を令和元年7月1日としています。

本条例の廃止に伴い、関係する条例としまして江田島市旅客船設置及び管理条例があり、第2条第1項及び別表第1内の運行期間の寄港地名を能美海上ロッジから長瀬海浜に変えるものです。

それでは、議案書137ページにお戻りください。

江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例を廃止する条例の本文です。

附則には、施行期日と関係条例の一部改正を記載しております。

138ページをごらんください。

附則第2項による、江田島市旅客船設置及び管理条例の一部改正の新旧対照表でございます。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。下線つきの部分が改正部となります。運行期間の寄港地を能美海上ロッジから長瀬海浜に変更しております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○14番（胡子雅信君） 2点質問いたします。

こちらの関係条例の江田島市旅客船設置及び管理条例、このたび寄港地名を能美海上ロッジから長瀬海浜ということでございます。今、中町から広島の旅客線のサービスというものは、能美海上ロッジが閉鎖したことによって寄港はしておりませんが、新たに令和3年3月にオープンされるであろう新ホテルができた場合には、そこでまた需要が発生した場合にまたそこに寄港地、長瀬海浜になっておりますけれども、また新たな名称の変更する予定であるのかどうかということと、あとは、もちろんこれ中国運輸局等に名称変更の手続をとられるという認識でよろしいかということと、今その名称を変更しておりますが、今従前使っておった栈橋がありますけれども、また新しいホテルができて需要が発生し寄港する予定の場合は、またその栈橋を利用するという、当面そういうふうな認識でよろしいかどうか、この点についてお聞かせください。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） まず、長瀬海浜として名称を残すということはお見込みのとおり、新ホテルが利用する可能性があるということです。国土交通省のほうに届け出をしているかということは、事業者のほうがしておりますのでそのはずでございます。

もう1点、栈橋をあのままの栈橋で使おうかどうかということについては、まだ未定でございます。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 2 2 議案第 5 3 号

○議長(林 久光君) 日程第 2 2、議案第 5 3 号 (仮称) 鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第 5 3 号 (仮称) 鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約の締結についてでございます。

(仮称) 鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約を 1 億 9, 6 9 0 万円で古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 5 3 号につきまして御説明をいたします。

議案書の 1 4 0 ページをお願いいたします。

まず、1、契約の目的は(仮称)鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約でございます。

2、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。

3、契約金額は 1 億 9, 6 9 0 万円で、うち消費税額及び地方消費税額は 1, 7 9 0 万円でございます。

4、契約の相手方は、江田島市大柿町小古江 1 9 8 2 番地 2、古澤建設工業株式会社で、5、工期は議会の議決を得た日の翌日から令和 2 年 2 月 2 8 日まででございます。

次に、1 4 5 ページをお願いいたします。

入札状況調でございます。

3、入札日時及び4、場所についてでございます。

入札は令和元年6月3日、月曜日、13時40分から江田島市役所におきまして執行をいたしました。本市が指名いたしました入札参加指名業者は15社で、そのうち入札辞退届を提出しております9社を除きます6社で入札を執行いたしました。入札状況につきましては、表に示すとおりでございます。なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は2億215万7,000円（税抜き）でございます。落札額は1億7,900万円で落札率88.55%でございます。

工事概要等につきましては、141ページに工事概要書を、142ページから144ページに平面図等を添付しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第23 議案第54号

○議長（林 久光君） 日程第23、議案第54号 切串小学校大規模改修工事建築請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま上程されました議案第54号　切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約を1億9,030万円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林久光君）　仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君）　それでは、議案第54号につきまして御説明をいたします。

議案書の146ページをお願いいたします。

まず、1の契約の目的は切串小学校大規模改修工事（建築）請負契約でございます。

2、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。

3、契約金額は1億9,030万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,730万円でございます。

4、契約の相手方は江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業で、5、工期は議会の議決を得た日の翌日から令和2年2月28日まででございます。

次に、151ページをお願いいたします。

入札状況調でございます。

3、入札日時及び4、場所についてでございます。

入札は令和元年6月3日、月曜日、13時30分から江田島市役所におきまして執行をいたしました。本市が指名いたしました入札参加指名業者は15社で、そのうち入札辞退届を提出しております9社を除きます6社で入札を執行いたしました。入札状況につきましては、表に示すとおりでございます。なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は1億9,055万4,000円（税抜き）でございます。落札額は1億7,300万円で落札率90.79%でございます。

工事概要等につきましては、147ページに工事概要書を、148ページから150ページに平面図等を添付しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（林久光君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

角増議員。

○2番（角増正裕君）　請負契約の金額について質問をさせていただきます。

今年度の当初予算で、この大規模改修工事は3億4,700万の予算が立っております。このたびの入札状況調、151ページに載っております予定価格が1億9,055万4,000円と、1億5,000万ぐらい安くなっております。この差額について説明していただけたらと思います。

○議長（林久光君）　廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君）　本日、契約同意を求めています議案につきまして

は、大規模改修工事の建築工事ということになっております。本市といたしましては、それ以外に機械工事でありますとか電気工事、こういったものも同様に入札のほうの手続に移っております。これにつきましては金額がこれ未満でありますので、今回こういった議案等は提示させてもらっておりませんが、それらを含めると予算のほぼ近い数字になるということでございます。

○議長（林 久光君） よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24 議案第55号

○議長（林 久光君） 日程第24、議案第55号 広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議についてを議題といたします。直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第55号 広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議についてでございます。

広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更に関し、別紙のとおり広島県と協議を行うことにつきまして、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） それでは、議案第55号 広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議について御説明いたします。

このたびの広島県との協議は、広島県管理水域における小型船舶用泊地等の目的外使用の許可事務については広島県において行うため、許可権限を広島県にとめ置くため、変更協議に向けて議会の議決を求めるものでございます。またあわせて、規約の内容につきまして字句等の修正を行うもので、議会の議決を求めます。

153ページに規約の変更案、154ページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。規約の改正内容につきましては、参考資料で説明させていただきますので154ページをごらんください。

154ページに事務委託に関する規約案新旧対照表を載せておりまして、右側が現行規約で左側が改正案でございます。

第1条の改正では、別表に掲げる対象港湾を第1条内に明記するものでございます。

次に、同条第2項中の地方自治法第238条の4第4項を第238条の4第7項に改め、事務の次にプレジャーボートの係留に関する事務を除くを加えるものでございます。

次に、第4条中の準公営企業債を公営企業債に改めるものでございます。

最後に、第10条中の委託事務の次に、の委託を加えるものでございます。

153ページに戻っていただきまして、一番下の附則といたしまして、この規約は令和元年9月1日より施行することとしております。

また、155ページに参考資料といたしまして、議会の議決を求める根拠である地方自治法の抜粋を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、3日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

(散会 15時17分)